

開催期日 令和3年1月15日

開催場所 中島村役場2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和3年1月15日 午後1時30分
閉 会 令和3年1月15日 午後1時54分
場 所 中島村役場2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
処分について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
処分について
議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～第7号

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者10名・欠席者2名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和3年第1回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

改めまして皆さん、あけましておめでとうございます。新しい年になりました、令和3年第1回の中島村農業委員会の総会のご案内申し上げたところ、大変お忙しい中、元気な姿でお集まり頂きましてありがとうございます。

例年通りでございますが、今年もですね、私たち農業委員会の職務は、まさに○か×かというような許認可の問題が、一丁目一番地でございます。そういった中で、今年も皆さんのご審議をいただきながら進めたいと思いますので、どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

相変わらず新型コロナウイルスが猛威を振るっている状況下でございますので、何分健康にはお気を付けていただきたいと思います。

さて、本日は議案が7件ございます。どうぞ皆さん、慎重審議をお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶と代えさせていただきます。本日はご苦勞様でございます。ありがとうございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、3番天倉光喜委員、4番鈴木一男委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第1号受付番号第1号につきまして、1月8日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に水野谷委員と確認致しましたが問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題はないものと思われれます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第1号受付番号第1号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また大木推進委員と同様に現地についても1月8日に確認致しましたが問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題はないものと思われれます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第2号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

議案第2号受付番号第1号につきまして、1月8日に譲渡人・●●●●さん、●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第2号受付番号第1号につきまして、只今八代推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また八代推進委員と同様に現地についても1月8日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第3号及び議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

議案第3号及び議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第3号受付番号第1号及び議案第4号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている芳賀敏行推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代わりに報告させていただきます。議案第3号受付番号第1号及び議案第4号受付番号第2号につきまして、1月8日に貸し手・●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に確認致しましたが問題はなく、また、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第3号受付番号第1号及び議案第4号受付番号第2号につきまして、芳賀推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また芳賀推進委員と同様に現地についても1月8日に確認致しましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第3号及び議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第5号から議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第5号から議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号から議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号受付番号第3号から議案第7号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

議案第5号受付番号第3号から議案第7号受付番号第5号につきまして、1月8日に貸し手・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に確認致しましたが問題はなく、また、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第5号受付番号第3号から議案第7号受付番号第5号につきまして、只今八代推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また八代推進委員と同様に現地についても1月8日に確認致しましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号から議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 先月配布の「2021年農業委員会手帳」の祝日変更について。

二点目 次回の農業委員会総会は、2月15日（月）に生涯学習センター輝ら
里で行う。

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和3年1月15日 午後1時54分